INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.9 2003年04月04日

台湾特許法改正
（刑事罰の規定の撤廃）

2002年度法改正による特許権の侵害に対する刑事罰廃止に続き、今般、実用新案権及び意匠権の侵害に対する刑事罰適用を廃止することが決まり、当該刑事罰の規定（特許法第125条～第131条）を削除し、2003年03月31日より施行されることになりました。

従って、以後、実用新案権及び意匠権の侵害に対する司法手段としては、民事訴訟を提起する方法のみとなりました。また、現在係属中の刑事訴訟案件については、刑事罰の廃止に伴い、民事訴訟に変更する手続きが必要となります。

以上